

平成 30 年 3 月 16 日

計算プログラム 修正点 (Ver.2.3.1 → Ver.2.4)

下記の修正を行いました。

● $\beta 4 \rightarrow \beta 5$ ●

<全般>

1. エラーメッセージにおいて、項目名が日本語で表示されない問題を修正しました。

<暖房>

2. **FF** 暖房機を選択し、評価方法の選択を「エネルギー消費効率を入力する」とした場合に、定格能力におけるエネルギー消費効率の入力値の最小値を 0 から 0.1 に変更しました。

● $\beta 3 \rightarrow \beta 4$ ●

<全般>

1. 計算結果 (PDF) において、設備項目名「太陽給湯」を「液体集熱式太陽熱利用給湯」に変更しました。

<空気集熱 (空気集熱式太陽熱利用設備) >

2. 空気集熱式太陽熱利用設備の設置を「採用する」とした場合、同時に以下のいずれかを選択して計算を行うとエラーが通知されるように変更しました。
 - 液体集熱式太陽熱利用給湯設備において「採用する」を選択
 - 給湯設備・浴室等の有無において「給湯設備がない」を選択
 - 熱源機(給湯専用型)の種類において「電気ヒートポンプ・ガス併用型給湯機」を選択
3. 空気搬送ファンの送風機特性曲線において機外静圧をゼロとした時の空気搬送ファンの風量の単位を「m³/h」に修正しました。

<XML>

4. 空気集熱式太陽熱利用設備に関する情報の出力を追加しました。

● $\beta 2 \rightarrow \beta 3$ ●

<全般>

1. エネルギー消費性能計算プログラム（建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準）の計算結果（PDF）において、建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準に定義のない項目を非表示にしました。

<暖房（暖房設備）>

2. その他の居室がない場合において、主たる居室の設備として選択した暖房設備機器または放熱器の種類によらず、「居室のみを暖房する」として計算される誤りを修正しました。

<給湯（給湯設備）>

3. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、日平均給水温度が 18℃以上の場合の節湯の効果係数を 1.0 にする変更を取り消しました。

<空気集熱（空気集熱式太陽熱利用設備）>

4. 空気集熱式太陽熱利用設備の計算を新たに追加しました。

● $\beta 1 \rightarrow \beta 2$ ●

<給湯>

1. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、節湯の効果係数の適用条件の誤りを修正しました。

●β1 公開●

<給湯（給湯設備）>

1. 台所水栓・洗面水栓において水優先吐水機能を「採用する」とした場合の算定方法について、日平均給水温度が 18℃以上の場合の節湯の効果係数を 1.0 に変更しました。

<太陽光（太陽光発電設備）>

2. パワーコンディショナの定格負荷効率の入力において、「入力しない」を選択した場合に適用される数値を 92.7 に変更しました。

以 上